

教育警察委員会委員協議会の概要(教育)

開催年月日	平成30年11月19日	開会、閉会時間	13時54分から 14時36分まで
委員の出欠	出席：長屋委員長、布俣副委員長 藤埴委員、小川委員、松村委員、水野(正)委員、太田委員、牧村委員 欠席：なし		
【議題】			
・教職員の働き方改革について			
(質疑の内容)			
発言者	発言内容		
【教職員の働き方改革について】			
松村委員	(平成30年度上半期の勤務時間外在校時間の状況について) 教員の大半が80時間以下の状況にあるが、80時間を超える職員は若手職員が占めるなどの年齢別のデータは保有しているか。		
教職員課長	時間外在校者に関する年代別の情報は持ち合わせていないが、長時間の在校となるその主な理由は部活動であり、必ずしも、若い教員やベテランの教員に偏っているものではない。また、校務上の繁忙期など、月による変動も考慮する必要がある。		
松村委員	教員個々が有する能力差を要因として、時間外勤務が多くなっているといった実態は無いのか。		
教職員課長	全体的な傾向としては、先ほど申し上げたとおり、部活動が長時間勤務の主な要因であると考えている。ただ、能力の高い教員に、より多くの業務が集中するといった実態は少なからず存在し、また、新任の教諭など、学校業務に十分に慣れていない者が授業の事前準備などに時間を要しているケースも考えられるが、個人の能力差による偏りは無いと考えている。		
水野(正)委員	県立学校における教員の勤務時間は、どのように定められているか。		
教職員課長	学校の始業、終業時刻は学校の特性に応じて、学校長が決定することと規定されており、学校毎に異なるが、1日の勤務時間は7時間45分で統一している。		
水野(正)委員	年間を通じて、同じ勤務時間が設定されているという認識でよいか。		
教職員課長	年間を通じて同じである。このため、8月などの夏季休業期間中は授業自体が行われなため、勤務時間外の在校実績も短いという結果となっている。		
太田委員	上半期の実績だけ見ても、前年のピーク時の時間数と比較して減少しており、やればできるのではないかというのが感想であるが、県教育委員会の所感としてはどうか。 その一方で、依然として教職員の半数以上が40時間を超える在校時間数を記録している実態があり、それについての考えも教えてほしい。		

教職員課長	<p>外部人材の活用による教員の負担軽減など、「働き方改革」の実践による効果も時間数の減少に寄与しているものと認識している。</p> <p>しかしながら、学校現場では、引き続き多くの役割を教員が担っている実態があり、不断の見直しを継続していくことで、教員がより健康な状態で勤務に臨むことができる環境整備に繋げていきたい。</p>
太田委員	<p>教員が学校でやりきれない業務を家に持ち帰るような事例もあると聞き及んでおり、引き続き、教員の負担軽減につながるような対策に取り組んでいただくようお願いする。</p> <p>また、県立学校だけでなく、小中学校における教職員の勤務実態把握も、県教育委員会として必要ではないかと考えるが、その点についてはどうか。</p>
教職員課長	<p>一義的には小中学校職員の服務監督権限は市町村教育委員会が所管しており、時間外勤務の捉え方も、県立学校と異なることから、県教育委員会が一元的に把握すべき情報かどうかという点も含めて、今後検討していきたい。</p>
小川委員	<p>教職員の勤務実態把握はどのような方法で行っているか。</p>
教職員課長	<p>教員がより簡便な方法で勤務状況を報告できるよう、個人が保有するスマートフォンから直接入力できるようなシステムを構築し、各自でその登録を行う形で実施している。</p>
小川委員	<p>スマートフォンで各自が自己申告するような方法が実態把握の手段として有効かどうかについては疑問がある。意図的に在庁時間数を少なくすることも可能であり、タイムカードを導入するなどの検討は行わなかったのか。</p>
教職員課長	<p>他の都道府県や市町村の一部に、タイムカード方式を導入している事例も存在する。県でも、正確な勤務時間の把握手法としてタイムカード方式を検討したが、教員の勤務は学校内にとどまらず、部活動の遠征など、校外で勤務する状況も恒常的に見込まれることから、どこに居ても、その申告が可能となるよう、現在の方式を採用したという経緯がある。</p>
藤墳委員	<p>教員個人の能力差も存在し、勤務時間だけで勤務状況を把握するのは無理があると考え。地域や学校の特性などで、差が生じる場合があることを念頭に置いてほしい。</p>
小川委員	<p>(小中学校の例として) 組合に加入している教員の一部には、時間外勤務そのものを受け入れないケースも存在し、現場で困っているといった話も聞いている。教員の考え方も千差万別であり、特定の教員に負担が偏るような事例が存在する点も留意すべきと考える。</p>
藤墳委員	<p>外部人材の活用として、スクールサポートスタッフの説明があつたが、小中学校では給食費の未収金対策などの業務も教員が担当しており、そのような部分に対するフォローも行ってほしい。</p>
教職員課長	<p>県立高校では、教員が不慣れとしている会計事務などに時間を費やしているケースもあり、それらの業務を代行するための支援員の配置など、本年度はモデルケースとして、県立学校20校で展開している。市町村立学校についても、国において学校徴収金に係る事務の取扱いについて議論が進められていると承知しており、その動向を踏まえ、給食費の未収金対策に対応するための支援策などについても引き続き検討していきたい。</p>
布俣副委員長	<p>教員の業務内容の削減としては、どのような取組みを行っているか。</p>
教職員課長	<p>県立高校では、校内で定期的に開催する各種会議の削減や、PTA行事などの精査を行っている。また、一例として、従前行ってきた、災害時を想定しての炊き出し訓練などに関して、事前の準備に相当の時間や労力を費やしている実情を、地域に説明し、その役割分担を見直すなど、各校がそれぞれの特性に応じて、業務の見直しに取り組んでいる。</p>

布俣副委員長	残業そのものにストレスを有する者の割合などは把握しているか。
教職員課長	長時間勤務に対して強い負担感を有する教員の割合は把握していない。長時間勤務に負担を感じない教員も一部に存在するが、疲労は蓄積するものであり、長時間勤務によって健康リスクが高まるということは医学的にも証明されており、健康管理全般を含む形で「働き方改革」を実行していきたいと考えている。
藤 墳 委 員	今から20年ぐらい前に、ゆとり教育といわれていた時期があったが、ゆとり教育の結果、時間に余裕が出来たため、子どもたちは進学塾へ通うようになったのではないかと考えているがどう思うか。
教 育 長	現在はゆとり教育から新しい考え方に変わっており、教科書も中身が見直され、必要な知識をしっかりと習得させるという方針であり、教員の方々もその様に取り組んでいるのではないかと認識している。
長屋委員長	<p>教職員の働き方改革については、市町村の小中学校における取組みということも大切だが、まずは県において一つ一つしっかりと引き続き取り組んでいただきたい。それがある程度形になったときに、市町村に対してこういう方法がありますよということで示していけるような体制をぜひ作っていただきたい。また、現場の声として「外部窓口（弁護士）の存在は知っているが最後の砦と感じている」とあるが、そう思われないように、いつでも相談できる窓口であることをぜひ周知していただきたい。</p> <p>小・中・高等学校やそれぞれの地域で状況が違うが、引き続き教育委員会においては教職員の働き方改革の推進に取り組んでいただきたい。</p>

教育警察委員会の概要（教育）

開催年月日	平成30年12月17日	開会、閉会時間	13時51分から 15時06分まで
委員の出欠	出席：長屋委員長、布侯副委員長 藤墳委員、小川委員、松村委員、水野（正）委員、太田委員、牧村委員 欠席：なし		
(付託案件の可否)			
(予 算)	議第122号	平成30年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係及び債務負担行為中教育警察委員会関係	(可決)
(請 願)	請願第47号	35人学級の前進、保護者負担の軽減、教育条件の改善を！ 2018年度すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願（不採択）	
(質疑の内容)			
発言者	発 言 内 容		
【予算】			
小川委員	PTAが設置したエアコンについては、PTAが費用を負担しているが、これから県が設置するものと公平性は保てるのか。		
教育財務課長	PTAが設置したものと取り扱いに違いがあると不公平であるので、現在PTAと調整しながら同様の取り扱いとするよう検討している。		
副教育長	これまでは、快適な環境整備を目的にPTAにご尽力をいただいていたが、今夏の猛暑を受け今後は安全対策として学校設置者である県の責任で管理していく方向で具体的な調整を行っている。		
小川委員	これまでPTAが設置したものについては、県で引き取るなどし、古いものについては、更新もお願いしたいと考えるが。		
教育財務課長	PTAが設置したものは県で維持管理していく必要があると考えている。このため、PTA関係者とその方法について具体的な調整をしているところである。		
小川委員	岐阜県は地域によって標高差が激しく気候も違うが、運用基準などは定めるのか。		
教育財務課長	気温や不快指数などによる基準を定めていきたい。		
副教育長	学校保健安全法で定める学校環境衛生基準では教室の温度は28℃以下が望ましいとなっていることから、それ以上になればエアコンを使用するといったような運用基準を検討していく必要があると考えている。		
牧村委員	特別教室の空調設備についてはどう考えているのか。		
教育財務課長	県立高校の特別教室のエアコン設置率は本年9月現在、45.2%となっているが、今後は特別教室への設置も必要と考えており、現在具体的な検討を行っているところである。		
藤墳委員	夏前までに設置を完了させるとのことだが、間に合うのか。		

教育財務課長	来年1月頃に契約を行い、準備期間を経て、3月から6月までの土日を利用して整備を行えば間に合うことを業界団体に確認している。
藤 墳 委 員	財源はどうなっているのか。
教育財務課長	高等学校分については県費である。一方、小中学校分については今年度の国の補正予算で要望したものについてすべて補助される見込みである。
長 屋 委 員 長	契約方法はどのように考えているか。
教育財務課長	一般競争入札を考えている。
松 村 委 員	まとめて発注すると単価が安価となると思うが、事業者側でそれを受けられるかが問題である。
教育財務課長	一定の事業規模での発注を考えている。具体的には1校当たりの設置数が少ないなど比較的事業規模が小さい学校の分についてはまとめて発注することを考えている。
藤 墳 委 員	暖房についてはどう考えているか。
教育財務課長	暖房はすべての教室に整備されているが、更新の時期が近づいているものが多い。また、エアコンは暖房としても使用することができるものであり、新たに設置するのではなく、エアコンを使用していく方法を考えている。
【請願】	
藤 墳 委 員	保護者負担の教育費にはどのようなものがあるか。
教育財務課長	教科書や修学旅行費などが個人の負担となる。小中学校では教科書は無料だが、修学旅行費などは個人の負担となっている。
藤 墳 委 員	返済不要の奨学金制度の創設とあるが、県教育委員会としてどのように考えているか。
教育財務課長	現在、高校生には国の補助事業で授業料以外の教育費を返済不要で給付する奨学給付金という制度がある。先ほどの教科書や修学旅行費などが該当するが、一定の所得未満の方は返済不要の給付を受けることができる。
藤 墳 委 員	そのような制度がある中で、県独自の給付制度を創設をという請願に対し、県教育委員会としてはどう考えるか。
教育財務課長	既に給付制度を実施しており、県独自の制度の創設は予算的に難しいと考える。
藤 墳 委 員	給食費を払わず、別の保護者の負担で食べている児童生徒もいるようだ。これは全国的な問題である。高校で給食はあるのか。
教育財務課長	高校の定時制では給食がある。給食費についても一定の要件を満たす者への補助制度もある。
松 村 委 員	少人数学級の充実に関して、県では、小学校2・3年生で35人以下学級を実施し、それ以外の部分で、岐阜県型の少人数指導を推進しているとのことであるが、それで十分な対応ができているかどうかについて伺いたい。
教職員課長	少人数による学級編制は、教員の目が届きやすく、指導上の効果も見込めるため、35人以下学級が望ましいのは確かであるが、それを実現するには、教員の増員・確保が必須となる。本県では、小学校1・2・3年生と中学校1年生で、35人以下の学級を編成しており、仮にこれを全学年に拡大した場合には、300人程度の教員の増員が必

	要となる。その一方で、県が進めている少人数指導は、生徒の学力に差が生じやすい教科において、クラスを分割して指導するものであり、効果的な指導が行えるとの考えから、従前、少人数学級と少人数指導のバランスを取りながら進めてきたものである。今後も、引き続き、その効果検証を行い、岐阜県におけるより良い学習指導の在り方を研究していきたいと考えている。
松村委員	ベビーブームの時代と異なり、少子化の進展により、一部の町村や郡部では、複式学級を編成する学校も存在すると聞くが、実際に40人を超える学級というのは、県下に存在するのか。
教職員課長	国が定める学級編制基準が、1クラスあたり40人以下とされているため、40人を超える学級は存在しないが、地域によっては、35人から40人の間で編成される学級が少なからず存在しており、それらを一律35人以下とする場合には、先ほども申し上げたとおり、300人程度の教員の増員が必要となる。
長屋委員長	教職員課長からの説明のとおり、行き届いた教育を推進すれば、多数の教員を要するといった課題に直面する中で、県教育委員会として、可能な範囲で努力をして貰っていると考えている。
	※ 採決の結果、不採択とされた。
【報告】 損害賠償の額を定めることについて	
	(質疑なし)
【陳情】	
	(質疑なし)
【その他報告】 第3次岐阜県教育ビジョンの素案について	
	(質疑なし)
【その他報告】 障がい者雇用について	
長屋委員長	今回の再点検において、大幅に障がい者雇用率が下がってしまったが、この結果をしっかり受け止め、将来このようなことがないように、今後の取組みに期待する。
太田委員	法定で何人必要なところ、何人足りていないのか。
教育総務課長	平成30年度に当初報告した雇用率は法定雇用率を上回る2.5%であったが再点検で1.69%に下がった。当初報告の障がい者数が225人であり、再点検では145人と80人減っており、法定雇用率が2.4%なので80人弱の不足となる。
太田委員	自治労の調査では、岐阜県は平成29年度で59人足りないという結果であった。独自調査なので数字は違うかもしれないが、それに比べても平成30年度は数値が下がっている。教職員の職場は事務局と学校現場があるが、事務職員と教員で比率を設けて雇用率を引き上げていく考えはあるか。
教育総務課長	現時点で、事務職員と教員での比率を設けることは考えていない。障がい者雇用の取組みとして、近年では校務補助員を多く雇用しており、事務系の仕事に携わっていただいているケースが多くなっているかもしれない。ただ、障がい者雇用率のベースには教員も入れて算定をしており、事務職員も教員も含めて考えていく必要がある。
太田委員	法定雇用率を達成すればいいというものではなく、障がい者の方が力を発揮できるよ

	<p>うな職場を作っていくことも必要である。</p> <p>来年どれくらい雇用率を上げるのか、あるいは一定の期間を設けてその間にどれくらい雇用率を上げていくといった考えはあるか。</p>
教育総務課長	<p>一度に達成することは難しいが、国から平成32年12月末までの達成を目指すことを求められている。一方で、障がい者の方が働きやすい職場を作っていくことも必要であるため、障がい者団体や学校現場の方からも意見を伺いながら進めていきたい。</p>
太田委員	<p>先ほどの校務補助員の方は正規雇用ではないと思うが、障がい者の方が正規で働けるようにしてもらいたい。また、教育委員会では事務職員が少ないが、新しく校務補助員の方が入ると、仕事を教えたり目配り等をすることも必要であり、事務職員に負担が増えることも考えられるので、その点も配慮してもらいたい。さらには、バリアフリーなど職場環境の改善も進めてもらいたい。</p>
教育総務課長	<p>国においては、非正規職員から正規職員になることができるステップアップ制度を考えているので、そういった取組みについて研究していくとともに、教育委員会事務局や学校現場においてどのような仕事があるかをもう一度洗い出しながら考えていきたい。</p> <p>また、現在学校現場の方からも現状や課題などを伺っているところであり、事務職員だけで見守っていくのではなく、共に働くという観点に立ち教職員の意識を高めていく必要があると考えている。</p>
【その他報告】 県教育委員会における「過労死等防止啓発月間」の実施結果について	
太田委員	<p>相談窓口の利用件数は。</p>
教育管理課長	<p>定期の面談での申入れや、随時の申入れも含めて、人事管理対策会議で対応した案件は、11月末現在で86件となっている。</p>
太田委員	<p>全て県立学校か、小中学校も入っているのか。</p>
教育管理課長	<p>県立学校だけの件数である。</p>
太田委員	<p>小中学校への対応方法は。</p>
教育管理課長	<p>小中学校についても県立学校と同様、相談があれば、県教育委員会で丁寧に話を聞き、人事管理対策会議の中で報告するよう、11月から取扱いを改めたところ。</p>
太田委員	<p>これまでは小中学校の案件については、受けていなかったとのことか。</p>
教育管理課長	<p>人事管理対策会議の場に報告はしていなかったということである。小中学校の案件についても相談があれば適宜状況を聞き、場合によっては市町村教育委員会に話をつなぎ、きちんと対応してもらっている。</p>
太田委員	<p>小中学校についても、11月から人事管理対策会議で伝えられるようになったということなので、県立学校だけでなく、小中学校の教職員にも、相談窓口で相談が受けられることを、広く周知して欲しい。そのような取組みを行ってもらえるのか。</p>
教育管理課長	<p>外部相談窓口については4月から設置しているが、この相談窓口についても、小中学校の教職員にも利用できるよう取扱いを改めており、11月末に小中学校へ周知している。</p>